

令和 年 月 日 (あて先) 千早赤阪村長		※処理事項 発信年月日 通信日付日確認印	整理番号 事務所区分 法人番号 申告区分	申告年月日 年 月 日
所在地 (本市が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	この申告の基礎 1. 法人税の令和 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和 年 月 日 の更正・決定・再更正による。		事業種目	
法人名 (ふりがな)	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額		非 十億 百万 千 円	
代表者氏名印	印 経 理 者 名 責 任 氏			

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの 事業年度分又は連結事業年度分の 村民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準	税率	法人税割額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②		
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③		
還付法人税額等の控除額	④		
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②+③-④+⑤	⑥	100	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥×②)	⑦	100	
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨		
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨ 又は ⑦-⑧-⑨	⑩		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 既に納付の確定した当期分の均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑭	⑭	円 × $\frac{14}{12}$	⑮
この申告により納付すべき村民税額 ⑬+⑮	⑯		00
⑯のうち見込納付額	⑰		
差 引 ⑯-⑰	⑱		

千早赤阪村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		千早赤阪村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	千早赤阪村分の従業員数	人
合 計		⑲	人	⑳

指 定 合 都 市 に 属 する 算	区 名	※区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	令和 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
						解散の日	令和 年 月 日		
						残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
						この申告が中間申告の場合の計算期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
						還付を受けようとする金融機関及び支払い方法	銀行 口座番号(普通・当座)	支店	
						還付請求税額	十億 百万 千 円		
						法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士署名押印 (電話 )